

諮問日：平成29年4月12日（平成29年度（最情）諮問第4号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）答申第13号）

件名：認証等用特殊用紙の不開示判断（開示対象外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「認証等用特殊用紙の原紙」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、認証等用特殊用紙の原紙は司法行政文書開示手続の対象にならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

取扱要綱において、図画も開示対象である「司法行政文書」とされており、文書として取り扱われていない状態の用紙であっても開示対象である司法行政文書であるから、取扱要綱は不開示の理由とならない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

図画が司法行政文書として扱われているのは、文字や記号によって人の思想を表したのではないものの、図面や絵画など何らかの方法により人の思想を表したものであるためであると解される。認証等用特殊用紙には偽造防止の措置が施されているものの、それは人の思想を表したのではなく、文書又は図画には当たらない用紙であると考えられる。

したがって、認証等用特殊用紙の原紙は、取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象にならない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月17日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月19日 審議
- ⑤ 同年6月30日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、取扱要綱において図画も開示対象である「司法行政文書」とされているとして、文書として取り扱われていない状態の用紙であっても開示対象である司法行政文書であると主張する。

しかし、取扱要綱記第1において、司法行政文書開示手続の対象となる「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいうと定められており、このうち「文書、図画」は、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいうと解される。認証等用特殊用紙は、偽造防止措置が施されているものの、図面や絵画のように人の思想等が表現されたものとはいえず、文書及び図画のいずれにも該当するとは認められない。

したがって、認証等用特殊用紙の原紙は、司法行政文書開示手続の対象にならない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、認証等用特殊用紙の原紙は司法行政文書開示手続の対象にならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人